

標 題:

船舶からの汚水による汚染の防止のための規則
MARPOL 73/78 附属書 IV について

NKテクニカル インフォメーション

No.: 273

Date: 平成 10 年 7 月 23 日

各位

ご承知の通り MARPOL 附属書 IV は、まだ条約の発効要件を満たしていないため未発効です。しかし昨年 12 月末現在、すでに 66 ヶ国が同附属書を批准し、締約国の商船船腹量の合計が総トン数ベースで世界商船隊の約 40%に達しているのです、条約発効要件の 50%に近づきつつあります。

一方、ある特定の政府はすでに同地に寄港する船舶に同附属書への適合を要求しているという情報もあります。

そこで、本会ではご要望に応じ同附属書に基づく適合証書（鑑定書）をボランティアベースで発行することにしております。

適合証書（鑑定書）は船籍に拘わらず発行できますが、条約発効後に本会が政府代行権限の下で条約証書への切り替えが可能な国は、現在 Antigua and Barbuda, Bahamas, Brunei, Cambodia, Cape Verde, Cyprus, Equatorial Guinea, Georgia, Greece, Iceland, Liberia, Luxembourg, Marshall Islands, Pakistan, Seychelles, St. Vincent and the Grenadines, Switzerland 及び Turkey です。

なお、ギリシアではすでに同附属書を国内法に取り入れ、早急に同国内法に適合するよう関係各位に要請しております。また、インドは条約未批准ながら、同国籍船に対し適合証書（鑑定書）の保持を要請しております。

本件に関するお問い合わせ、適合証書（鑑定書）の発行については本会テクニカルサービス部(Tel: 03-5226-2041, Fax: 03-5226-2039)までお願いします。

以上

ClassNK

財団法人 日本海事協会

東京都千代田区紀尾井町4番7号 〒102-8567

このテクニカルインフォメーションは貴社のお役にたてばと思って情報を提供するものです。必要に応じて貴社のご判断、責任においてご利用下さい。疑問についてはいつでもご相談下さい。